

○ 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成五年法律第九十二号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第二十七条（略） 2 前項の労働省令を定めるに当たつては、公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。</p>	<p>第二十七条（略） 2 前項の労働省令を定めるに当たつては、公害（公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。</p>